

農業所得収支作成会の開催について

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

農業所得は、すべての方が収支計算（収入から経費を差し引く方式）で申告することが必要です。

J Aの申告支援システムや昨年の申告の際の収支内訳書などを参考に、ご自分で収支内訳書を作成して確定申告や住民税申告の際に提出をお願いします。

なお、下記のとおり作成会を開催しますので、ご自分で作成が困難な方は、該当する日においでください。その際、J Aの申告支援システムや農協の通帳など、農業所得の計算に参考となる資料を必ずご持参ください。

日程および会場等

		両津地区	相川地区	国中地区	南部地区		
1 月	22日(水)	※この2日間は、ゼロ申告と小作料申告の受付のみとします。	相川支所 2階 第1応接室	市役所 本庁 会議室棟 第2会議室	赤泊総合文化会館 2階 和室研修室		
	23日(木)						
	24日(金)	佐渡島開発総合センター 2階 会議室			相川支所 2階 第1応接室	市役所 本庁 会議室棟 第2会議室	小木地区公民館 1階 第2会議室
	27日(月)						
	28日(火)						
	29日(水)						羽茂支所 3階 第2会議室
	30日(木)						
31日(金)							
2 月	3日(月)						
	4日(火)						
	5日(水)						
	6日(木)	海府連絡所					
	7日(金)	岩首連絡所					

※会場はかなりの混雑が予想されますので、ご自分で作成することが困難な方のみおいでください。

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

対象者

- ・初めて農業所得の収支内訳書を作成する方
- ・ご自分で農業所得の収支内訳書を作成することが困難な方

持参するもの

- 農業収入額等のわかるもの（通帳、補助金の内訳書 等）
※通帳は平成25年1月1日から12月31日まで記帳してお持ちください。
- 経費の明細がわかるもの（農薬、肥料等の領収書 等）
- 農業機械等の取得費、取得日がわかるもの（販売証明書、領収書 等）
- 電卓、筆記用具、印鑑 等
- J A農業所得申告支援システムの書類（封筒に入っていたものすべてお持ちください。）
※J A農業所得申告支援システムの書類は、1月20日頃までに送付される予定です。

文化財は地域の宝 消防訓練を実施します

昭和24年1月26日は、法隆寺金堂が火災にあい、貴重な壁画が焼失した日です。これを受けて、この日が「文化財防火デー」と定められました。貴重な文化財を火災から守るため、全国的に文化財防火運動が展開されます。

佐渡市では、文化財の愛護と防火意識の高揚を図ることを目的に、消防訓練を行います。

※訓練では実際にサイレンを鳴らしますので、火災と間違わないようお願いします。

日時 1月26日(日) 午前10時～11時 **場所** 妙宣寺五重塔（阿仏坊地区）

お問い合わせ 市役所世界遺産推進課文化財室 ☎63-3195